

令和7年1月1日から
労働者死傷病報告の
電子申請が義務化※
されます！



「帳票入力支援
サービス」の
活用で作成が簡単！

労働者死傷病報告等の
作成をサポート

時間短縮！

労働基準監督署に行く
手間・時間を短縮可能

郵送費が
かからない！

電子申請のため、
郵送費不要

スマートフォン、
パソコンから
報告可能！

テレワーク中でも、
スマートフォンや
パソコンから
報告可能

※ 電子申請が困難な場合、当面の間、書面による報告も可能です。
※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。
これらの報告も、厚生労働省ポータルサイト
「帳票入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに
電子申請できます。

- ◎ 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- ◎ 有害な業務に係る 歯科健康診断結果報告
- ◎ 定期健康診断結果報告
- ◎ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ◎ 心理的な負担の程度を把握するための 検査結果等報告
- ◎ じん肺健康管理実施状況報告
- ◎ 事業の附属寄宿舍内での災害報告

労働者死傷病報告の
電子申請に係る
厚生労働省
特設ページはこちら

